

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	我孫子南住宅(2・6・7号館)外3住宅昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	住吉区 東淀川区 平野区	日本エレベーター製造 (株)	135,540,000	令和1年7月1日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
2	浪速第10住宅(1号館)外1住宅昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	浪速区 平野区	フジテック(株)	45,900,000	令和1年7月2日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
3	舞洲スラッジセンター汚泥ケーキ乾燥設備補修工事	09B:上下水道施設 工事	此花区	月島機械(株)	540,000,000	令和1年7月2日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
4	柴島浄水場上系空気冷却乾燥装置補修工事	09B:上下水道施設 工事	東淀川区	メタウォーター(株)	63,720,000	令和1年7月2日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
5	大阪市中心卸売市場南港市場冷却設備改修工事	09D:機械器具設置 工事	住之江区	(株)ダイキンアプライ ドシステムズ	4,276,800	令和1年7月2日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
6	舞洲スラッジセンター返流水ポンプ修繕	09B:上下水道施設 工事	此花区	ラサ商事(株)	4,428,000	令和1年7月5日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
7	舞洲スラッジセンター排ガス処理設備補修工事	09B:上下水道施設 工事	此花区	メタウォーター(株)	146,880,000	令和1年7月8日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
8	加美北第2住宅(2号館)外2住宅昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	平野区 旭区 浪速 区	日本オーチス・エレ ベータ(株)	58,860,000	令和1年7月9日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
9	西喜連第3住宅(3・4号館)昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	平野区	(株)日立ビルシステム	61,020,000	令和1年7月9日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
10	柴島浄水場外3か所水質計器整備修繕 (その2)	09B:上下水道施設 工事	東淀川区 守口市 寝屋川市	荏原実業(株)	118,692,000	令和1年7月9日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
11	春日出住宅(1・2号館)外1住宅昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	此花区 東淀川区	三精テクノロジーズ (株)	60,696,000	令和1年7月16日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
12	高見住宅(52号館)外1住宅昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	此花区 住之江区	三菱電機ビルテクノ サービス(株)	28,620,000	令和1年7月17日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
13	東長堀地下駐車場ガス系消火設備修繕	09E:消防施設工事	中央区	能美防災(株)	2,592,000	令和1年7月18日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
14	湊町リバープレイス舞台機構設備修繕	09D:機械器具設置 工事	浪速区	森平舞台機構(株)	47,520,000	令和1年7月19日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
15	咲洲トンネル換気設備修繕(その2)	09D:機械器具設置 工事	住之江区	(株)日立インダストリ アルプロダクツ	20,520,000	令和1年7月19日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
16	大阪市中央卸売市場南港市場熱源設備改修工事	09D:機械器具設置工事	住之江区	パナソニック産機システムズ(株)	12,111,120	令和1年7月19日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
17	加島南第2住宅(3号館)外3住宅昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	淀川区 城東区 阿倍野区 住吉区	東芝エレベータ(株)	165,132,000	令和1年7月22日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
18	総合水運用システム追加整備工事(その5)	09B:上下水道施設工事	寝屋川市外	東芝インフラシステムズ(株)	10,800,000	令和1年7月22日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
19	大阪駅前地下駐車場駐車機械装置修繕	09D:機械器具設置工事	北区	新明和工業(株)	18,792,000	令和1年7月23日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
20	平野下水処理場汚泥溶融炉電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	平野区	(株)明電エンジニアリング	16,740,000	令和1年7月24日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
21	舞洲スラッジセンター脱水分離液処理設備排ガス測定装置修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	(株)マコト電気	2,408,400	令和1年7月24日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
22	大阪市中央卸売市場本場業務管理棟空調設備改修工事	05:給排水衛生冷暖房工事	福島区	新晃アトモス(株)	54,000,000	令和1年7月25日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
23	平野下水処理場汚泥溶融炉棟ケーキ移送ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	平野区	兵神装備(株)	6,372,000	令和1年7月25日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
24	東横堀川水門吐出弁用電動開閉機修繕	09D:機械器具設置工事	中央区	日本ギア工業(株)	4,212,000	令和1年7月25日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
25	大阪市中央卸売市場本場業務管理棟空調設備改修工事(その2)	05:給排水衛生冷暖房工事	福島区	クボタ空調(株)	9,720,000	令和1年7月29日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
26	総合水運用システム追加整備工事(その4)	09B:上下水道施設工事	東淀川区外	(株)日立製作所	58,212,000	令和1年7月29日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
27	舞洲スラッジセンター自家発電設備外電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	(株)明電エンジニアリング	5,292,000	令和1年7月29日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
28	福島複合施設昇降機改修工事	09A:昇降機設置工事	福島区	フジテック(株)	15,660,000	令和1年7月31日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
29	おとしよりすこやかセンター北部館吸収冷温水機修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	旭区	川重冷熱工業(株)	9,720,000	令和1年8月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
30	大阪市役所本庁舎熱源機器整備修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	北区	パナソニック産機システムズ(株)	13,770,000	令和1年8月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
31	舞洲スラッジセンター溶融炉系電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	東芝インフラシステムズ(株)	9,136,800	令和1年8月2日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
32	舞洲スラッジセンター脱水系電気設備改良工事	09B:上下水道施設工事	此花区	(株)日立製作所	154,440,000	令和1年8月5日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
33	柴島浄水場外2か所水質計器整備修繕(その2)	09B:上下水道施設工事	東淀川区 守口市 枚方市	(株)マコト電気	2,570,400	令和1年8月6日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
34	本町地下駐車場ガス系消火設備修繕	09E:消防施設工事	西区	日本ドライケミカル(株)	9,720,000	令和1年8月6日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
35	本町地下駐車場外1駐車機械装置修繕	09D:機械器具設置工事	西区 中央区	日本コンベヤ(株)	36,892,800	令和1年8月7日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
36	大阪市此花区役所非常用発電機修繕	04:電気工事	此花区	機電エンジニアリング(株)	3,304,800	令和1年8月22日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
37	安土町地下駐車場外1駐車機械装置修繕	09D:機械器具設置工事	中央区 西区	三菱重工機械システム(株)	69,120,000	令和1年8月22日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
38	平野区役所吸収式冷温水機修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	平野区	(株)日立ビルシステム	39,420,000	令和1年8月23日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
39	柴島浄水場排水処理設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	メタウォーター(株)	134,460,000	令和1年8月27日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
40	北区役所庁舎昇降機設備修繕	09A:昇降機設置工事	北区	東芝エレベータ(株)	53,946,000	令和1年8月29日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
41	庭窪浄水場本館洗浄排水ポンプ用高圧電動機整備修繕	09B:上下水道施設工事	守口市	(株)明電エンジニアリング	11,880,000	令和1年9月5日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
42	鶴見緑地(咲くやこの花館)中央監視設備改修工事	04:電気工事	鶴見区	三菱電機(株)	97,200,000	令和1年9月6日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
43	舞洲スラッジセンター脱水系電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	(株)日立産機テクノサービス	34,560,000	令和1年9月6日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
44	おとしよりすこやかセンター北部館昇降機修繕	09A:昇降機設置工事	旭区	日本エレベーター製造(株)	15,098,400	令和1年9月9日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
45	西成区合同庁舎 ガス吸収式冷温水機修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	西成区	川重冷熱工業(株)	9,936,000	令和1年9月11日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
46	長居公園事務所空調機修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	東住吉区	日立グローバルライフソリューションズ(株)	6,048,000	令和1年9月13日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
47	舞洲スラッジセンター溶融炉系電気設備改良工事	09B:上下水道施設工事	此花区	東芝インフラシステムズ(株)	86,400,000	令和1年9月17日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
48	旭区民センター大ホール舞台機構設備操作・制御機器改修工事	09D:機械器具設置工事	旭区	(株)サンケン・エンジニアリング	1,620,000	令和1年9月17日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
49	おとしよりすこやかセンター東部館ファンコイル制御機器修繕	04:電気工事	東成区	アズビル(株)	15,498,000	令和1年9月20日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
50	柴島浄水場第4凝集沈でん池緩速攪拌設備外整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	住友重機械エンバイロメント(株)	46,926,000	令和1年9月20日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
51	夢舞大橋開閉システム制御盤補修工事	04:電気工事	此花区	富士古河E&C(株)	27,000,000	令和1年9月24日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
52	咲洲トンネル換気設備修繕(その3)	09D:機械器具設置工事	住之江区	(株)日立インダストリアルプロダクツ	20,520,000	令和1年9月24日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
53	庭窪浄水場オゾン設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	守口市	東芝インフラシステムズ(株)	59,076,000	令和1年9月25日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
54	柴島浄水場外1か所採水ポンプ整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区 寝屋川市	(株)西島製作所	8,985,600	令和1年9月25日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
55	舞洲スラッジセンター換気機械室送排風機外設備修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	(株)荏原製作所	21,600,000	令和1年9月26日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
56	新木津川大橋外2カ所道路情報板設備改良工事(その2)	04:電気工事	大正区	コイト電工(株)	118,800,000	令和1年9月30日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-

随意契約理由書

1 案件名称

我孫子南住宅(2・6・7号館)外3住宅昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

日本エレベーター製造(株)

3 随意契約理由

本工事は、日本エレベーター製造(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中核である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があるため、取替えにあたっては日本エレベーター製造(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることのできる唯一の業者である日本エレベーター製造(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

随意契約理由書

1 案件名称

浪速第10住宅(1号館)外1住宅昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

フジテック(株)

3 随意契約理由

本工事は、フジテック(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたってはフジテック(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化が図ることのできる唯一の業者であるフジテック(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

随意契約理由書

1 工事名称
舞洲スラッジセンター汚泥ケーキ乾燥設備補修工事

2 契約相手方
月島機械（株）

3 随意契約理由

今回補修工事を行う汚泥ケーキ乾燥設備は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で発生する脱水ケーキを蒸気により乾燥し、乾燥汚泥にするための設備であり、汚泥溶融炉施設を構成する設備である。

現在、5号汚泥溶融炉施設において、乾燥設備の構成機器が著しく損傷し、運転に支障を来している。

本機器が稼働しなければ、乾燥汚泥を溶融炉施設に供給することができないことから、円滑な汚泥処理を行うために補修する必要がある。

本設備は、月島機械（株）が設計製作及び施工したもので、乾燥機本体と多くの機器及び補機類で構成されおり、汚泥ケーキ乾燥設備を補修するに当たっては、これらの設備を十分に熟知していることが不可欠であり、実施にあたっては独自の技術が必要である。また、補修工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本補修工事ができる業者は月島機械（株）のみである。

4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署
建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号：06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場上系空気冷却乾燥装置補修工事

2 契約の相手方

メタウォーター（株）

3 随意契約理由

本工事は、柴島浄水場に設置しているオゾン設備用空気冷却乾燥装置の補修工事を行い、機能維持を図るものである。

当該設備は、富士電機（株）が独自に設計、製作したものであり、補修工事による機器取替や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、オゾン設備全体の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、補修工事の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本補修工事を履行し設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本補修工事によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

なお、富士電機（株）の電機システム部門が平成15年10月に富士電機システムズ（株）に吸収分割され、平成19年4月の分社化により当該機器に関する事業は富士電機水環境システムズ（株）に継承し、平成20年4月には、（株）NGK水環境システムズとの合併によりメタウォーター（株）が設立され、事業継承されており、補修工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者はメタウォーター（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場南港市場 冷却設備改修工事

2 契約の相手方

(株) ダイキンアプライドシステムズ

3 随意契約理由

本工事は、南港市場内に設置されている冷凍機設備及び冷蔵庫設備の改修を行うものである。冷凍機設備については、と畜解体後の枝肉を冷却するための冷却設備を構成する基幹機器である冷凍機の取り替え並びに作動流体の回収及び再充填を行うとともに、冷却設備全体の試運転調整を実施するものであり、冷蔵庫設備については、防熱扉の基幹部品である扉本体等が劣化しており、正常な開閉ができず、冷却機能が低下しているため、当該設備の部品取替えを行うものである。

南港市場の冷凍機設備及び冷蔵庫設備については、すべて(株)ダイキンアプライドシステムズがシステムを構築しており、同社でなければ整備技術面での対応は不可能であり、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性があること、また施工後の性能・作動状態・安全性(製造物責任)に対して保証することが出来ない。

したがって、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株)ダイキンアプライドシステムズのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備担当(電話番号 06-6675-2006)

随意契約理由書

1 修繕名称：舞洲スラッジセンター返流水ポンプ修繕

2 契約相手方：ラサ商事㈱

3 随意契約理由：

今回修繕する返流水ポンプは、舞洲スラッジセンターで発生した脱水分離液処理施設からの処理水や遠心脱水機の洗浄水などを此花下水処理場に送水するポンプであり、舞洲スラッジセンターには処理水や洗浄水などを処理し排水する施設がないので此花下水処理場に送水する必要があり、舞洲スラッジセンターの施設を運転するために欠かせない重要なポンプである。

本修繕は、舞洲スラッジセンターに設置している一般排水系及び脱水分離液系返流水ポンプの各部が長時間の運転により、著しく摩耗損傷しているため修繕するものである。

本ポンプは、大平洋機工㈱が設計及び製作したもので、修繕に当たっては当該機器を熟知し、独自の専門的技術が必要であり、取替部品も他社では製造していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社である大平洋機工㈱から修繕及び点検・整備業務を移管されているラサ商事㈱のみである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 工事名称
舞洲スラッジセンター排ガス処理設備補修工事

2 契約相手方
メタウォーター（株）

3 随意契約理由

今回補修工事を行う排ガス処理設備は、舞洲スラッジセンターの脱水ケーキを熔融処理するための汚泥熔融炉施設を構成する設備である。

現在、5号炉汚泥熔融炉施設において、排ガス処理設備の構成機器が著しく損傷し、運転に支障をきたしている。

本設備が稼働しなければ、脱水ケーキを熔融処理することができないことから、円滑な汚泥処理を行うために補修する必要がある。

本設備は、メタウォーター（株）が設計製作及び施工したもので、多くの機器及び補機類で構成されており、各設備を補修するに当たっては、これらの設備を十分に熟知していることが不可欠であり、実施にあたっては独自の技術が必要で、機器を構成する取替部品も他社では製作していない。また、補修工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本補修工事ができる業者はメタウォーター（株）のみである。

4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署
建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号：06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

加美北第2住宅(2号館)外2住宅昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ(株)

3 随意契約理由

本工事は、日本オーチス・エレベータ(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては日本オーチス・エレベータ(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化が図ることのできる唯一の業者である日本オーチス・エレベータ(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

随意契約理由書

1 案件名称

西喜連第3住宅(3・4号館)昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

(株)日立ビルシステム

3 随意契約理由

本工事は、(株)日立ビルシステムの製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては(株)日立ビルシステムにて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化が図ることのできる唯一の業者である(株)日立ビルシステムと契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

随意契約理由書

1 案件名称
柴島浄水場外3か所水質計器整備修繕（その2）

2 契約の相手方
荏原実業（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場、庭窪浄水場、豊野浄水場及び体験型研修センターに設置している水質計器（溶存オゾン濃度計、オゾン濃度計）の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該機器は、荏原実業（株）が独自の技術によりに設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、製作者のみが知り得る機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の機器に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は荏原実業（株）である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署
水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

春日出住宅(1・2号館)外1住宅昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

三精テクノロジーズ(株)

3 随意契約理由

本工事は、三精テクノロジーズ(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては三精テクノロジーズ(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることのできる唯一の業者である三精テクノロジーズ(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

随意契約理由書

1 案件名称

高見住宅(52号館)外1住宅昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

三菱電機ビルテクノサービス(株)

3 随意契約理由

本工事は、三菱電機ビルテクノサービス(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては三菱電機ビルテクノサービス(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることのできる唯一の業者である三菱電機ビルテクノサービス(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

随意契約理由書

1 案件名称

東長堀地下駐車場ガス系消火設備修繕

2 契約の相手方

能美防災(株)

3 随意契約理由

本修繕は、東長堀地下駐車場に設置しているガス系消火設備のハロン消火設備の部品取替え及び交換後試運転調整を行うものである。

本消火設備は、能美防災(株)が設計製作・施工したものであり、部品交換や試験調整により機器の動作確認、機能保証を行うためには、既設システムとの整合性が必要であるとともに、機器の構造、規格及び機器構成に精通していることが不可欠であり、他社の部品では互換性が無く装置本体に取り付けることは出来ず、当初の性能を発揮することは出来ない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕が実施できる業者は上記業者のみであり、随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当) (電話 06-6615-7887)

随意契約理由書

1 案件名称

湊町リバープレイス舞台機構設備修繕

2 契約の相手方

森平舞台機構(株)

3 随意契約理由

本修繕は、森平舞台機構(株)が独自の技術により制作し湊町リバープレイス(ホール名称:なんばHatch)に設置された舞台機構設備のうち、舞台吊物機構部分を主とした修繕を行うものである。

舞台機構とは、多数の巻上機と微細な動きをコントロールする制御装置、操作盤が連動する複雑なシステムであるが、本ホールにおいては、平成14年の開設当初より主として音楽(ライブ)を用途としていたことから、本ホールの舞台機構設備については、その使用に対応できるよう施設独自の舞台機構を製造しており、一般的な市民ホール等とは異なり、より繊細な動作や耐久性が求められる。このように、非常に高い特殊性を有することから、その点検や維持管理については製造者独自の規格を熟知するとともに必要部品の作成にも専門技術及び知識が不可欠である。

また、舞台機構の不具合により事故が生じた場合は人身にかかわり、他事業者が本修繕を行った場合、責任の所在が不明瞭になる。今般、吊物装置本体への接続部品を含んだ修繕を実施するにあたり、事故のリスクを最小限に抑え、安全性を最優先に確保する必要があるとともに、修繕に伴い当該施設の営業を一時的に中断することから、限られた作業期間で速やかに修繕とその後の動作確認までを完了させる必要がある。

森平舞台機構(株)においては、前述のとおり本舞台機構設備を製作・施工・点検及び維持管理を行っていることから、それにかかる十分な知識を培っており、設備のイメージやあらゆる事態を想定した計画を立てることが可能である。

以上のことから、当該舞台機構設備の構造を熟知し、作動の確実性・安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である森平舞台機構(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局市街地整備部区画整理課清算グループ(電話番号06-6208-9441)

随意契約理由書

1 案件名称

咲洲トンネル換気設備修繕（その2）

2 契約の相手方

（株）日立インダストリアルプロダクツ

3 随意契約理由

本修繕は咲洲トンネルに設置の換気設備であるジェットファンを工場にて分解整備し、主要部品の交換ならびに運転試験を実施して性能確認を行うものである。

本修繕のジェットファンはトンネル内に充満した排気ガス等を排風機にて排気する際にトンネル内の圧力を適正に保つために設置されたもので、安全に車輛が通行するうえで重要な設備であると共に、火災時の排煙運転にも対応するものである。当該設備が運転できなければトンネル内の空気環境を良好に保てないだけでなく、火災時に排煙運転が行えないことで人命に関わる事故にも繋がりがかねない。

当該機器は三菱重工業（株）により設計・製作されたもので、分解整備時における部品等の組立調整には、製作会社が保有する設計時の情報と独自の技術が必要であり、同一規格で品質管理が十分に行われた純正部品で取替えることが、機器の性能を発揮するうえで不可欠である。また、分解整備後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから本修繕ができる業者は、当該機器を設計・製作し、構造を熟知した三菱重工業（株）より当該設備のアフターサービス業務を譲渡された（株）日立プラントテクノロジーと合併した（株）日立製作所より分社化のうえ業務を継承した、（株）日立インダストリアルプロダクツのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

港湾局計画整備部設備課（機械）

電話番号 06-6552-0057

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場南港市場 熱源設備改修工事

2 契約の相手方

パナソニック産機システムズ (株)

3 随意契約理由

本工事は、南港市場本館棟に設置されている大阪市事務所系統、卸売事務所系統及び食肉衛生検査所系統のガス吸収式冷温水発生機を構成している真空部品、電装部品及び燃焼部品等が経年劣化に伴い機能が低下しているため、それら構成部品を新品に取り替えるとともに、吸収液ろ過作業及び試運転調整を行うものである。

当該機器については三洋電機 (株) が独自の技術で設計・製造したものであり、本工事で実施する部品交換及び調整等の作業は、同社のみが保有するシステム及び機器構成を詳細に熟知した専門の技術力が不可欠となる。

なお、三洋電機 (株) は、当該機器の工事及び保守等の維持管理にかかる業務に関しては一切行っておらず、それら業務については、すべてパナソニック産機システムズ (株) に移管している。

以上のことから、本工事に対して一貫して責任を持たせ、契約を締結することができるのはパナソニック産機システムズ (株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備担当 (電話番号 06-6675-2015)

随意契約理由書

1 案件名称

加島南第2住宅(3号館)外3住宅昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

東芝エレベータ(株)

3 随意契約理由

本工事は、東芝エレベータ(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があるため、取替えにあたっては東芝エレベータ(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることのできる唯一の業者である東芝エレベータ(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

随意契約理由書

1 案件名称

総合水運用システム追加整備工事（その5）

2 契約の相手方

東芝インフラシステムズ(株)

3 随意契約理由

本工事は、柴島浄水場において全ての浄配水施設を一元管理するために必要となる豊野浄水場管理設備の改造を行うものである。

豊野浄水場管理設備は、(株)東芝が独自に設計、製作した機器及びソフトウェアで構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者(株)東芝の後継事業者である東芝インフラシステムズ(株)以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性をもたせる必要があることから既設製造業者以外に施工させることができない。

(株)東芝の当該事業については、平成29年7月から東芝電気サービス(株)に吸収分割され、同時に東芝インフラシステムズ(株)に社名変更されている。

よって、本工事を実施できるのは東芝インフラシステムズ(株)のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設課（電話番号 06-6616-5542）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪駅前地下駐車場駐車機械装置修繕

2 契約の相手方

新明和工業(株)

3 随意契約理由

機械式駐車場である大阪駅前地下駐車場の駐車機械装置は、駐車場を運営する上で必要不可欠な設備である。

本修繕は、駐車機械装置の性能を長期にわたり良好な状態に維持するとともに、利用車両の安全性や円滑な入出庫を保持するため、耐用年数に達した定期交換部品や消耗性部品、経年による劣化部品の取替等を含めて行うものである。

本装置は新明和工業(株)の独自技術により設計、製作されたもので、装置を構成する機器や部品は他社から調達できない。また、本装置の修繕にあたっては、製作当初の設計に基づいて行い、従前と同等の性能を発揮させる必要があり、装置の構造や各種部品の仕様、構成等を十分に熟知していることが必要不可欠となる。

以上のことから、本修繕が実施できる業者は上記業者のみであり、随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当) (電話 06-6615-7887)

随意契約理由書

1 案件名称

平野下水処理場汚泥溶融炉電気設備修繕

2 契約の相手方

(株) 明電エンジニアリング

3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場汚泥溶融炉電気設備は、汚泥溶融炉施設の運転に重要な役割を持つ設備であるが、各機器の経年劣化が著しいため、老朽化した部品を取り替え修繕するものである。

本設備は、(株) 明電舎が設計製作したもので、電気設備としてのシステムが一貫して構築されているものであり、修繕に当たっては製作当初の設計に基づき既設回路との整合を保てるよう部品の取り替えを行い、設備の性能を継続維持させなければならず、取替部品の選定も他社で行うことができない。

また、当該設備に係る図面・計算書等の情報は製作会社固有の技術的財産として保護されていることに加え、製造物責任の所在を明確にする観点から他社に本修繕を行わせることは不可能であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局南部方面管理事務所設備課 (電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 修繕名称 舞洲スラッジセンター脱水分離液処理設備排ガス測定装置修繕

2 契約相手方 (株) マコト電気

3 随意契約理由

今回修繕する排ガス測定装置は、舞洲スラッジセンター脱水分離液処理設備を運転監視制御するために重要な役割を持つ設備であるが、日常運転における重要な制御信号の確保と、測定装置としての高い信頼性を維持させるため 機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本装置は、(株)堀場製作所が設計製作したものであり、修繕に当たっては当初の設計に基づき、最も適切な測定、試験、調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行ない、分析計としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社から本市下水道施設へ納入している分析計の修繕業務を移管されている(株)マコト電気のみである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

22

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場業務管理棟空調設備改修工事

2 契約の相手方

新晃アトモス(株)

3 特名理由

本工事は、業務管理棟に設置している空調設備の改修工事を行うものである。

本工事対象設備は、新晃工業(株)が製作したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

よって、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、新晃工業(株)から保守及び維持管理にかかる業務を移管されている新晃アトモス(株)のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当(電話番号 06-6469-7969)

随意契約理由書

- 1 案件名称 平野下水処理場汚泥溶融炉棟ケーキ移送ポンプ修繕
- 2 契約の相手方 兵神装備（株）
- 3 随意契約理由 今回修繕する平野下水処理場汚泥溶融炉棟ケーキ移送ポンプは汚泥受入槽切出機より排出された汚泥ケーキを乾燥機に移送するための設備であるが、経年劣化によるステータ等の構成部品の損傷により必要な移送量を確保することができず、運転に支障をきたしているので修繕するものである。
このため、分解整備するものであるが、本機器は兵神装備（株）が設計製作したもので、修繕における分解や組付け調整には製作会社独自の技術を必要とし、本機器を構成する各装置や部品は、他社からは調達できない。また、修繕にあたってはケーキ移送ポンプの構造を十分に熟知し、製作当初の設計に基づいて行う必要があることや、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。
- 4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署 建設局南部方面管理事務所設備課
(電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 修繕名称

東横堀川水門吐出弁用電動開閉機修繕

2 契約の相手方

日本ギア工業(株)

3 随意契約理由

東横堀川水門は、船舶の出入りを可能とする機能（開門）とともに、治水機能及び東横堀川、道頓堀川の水質浄化機能も兼ねた施設である。

今回修繕する同水門の水位調整を行うポンプ吐出弁用電動開閉機の歯車が経年劣化により消耗していることが判明した。

現状のままでは、適切な状態で開門内の水位調整ができないことから舟運への影響、大雨時の水位調整への影響及び東横堀川と道頓堀川の水質への影響が懸念されることから、その機能回復を目的に行うものである。

このため、本修繕は吐出弁用電動開閉機を分解整備するものであるが、本機器は日本ギア工業(株)の独自技術により設計・製作された設備であり、水門を構成する各装置や部品は、他社からは調達できない。また、修繕にあたっては水門の構造を十分に熟知し、製作当初の設計に基づいて行う必要があることや、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため上記業社と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7414）

隨意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場業務管理棟空調設備改修工事（その2）

2 契約の相手方

クボタ空調(株)

3 特名理由

本工事は、業務管理棟に設置している空調設備の改修工事を行うものである。

本工事対象設備は、クボタ空調(株)が製作したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

よって、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、クボタ空調(株)のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7969）

随意契約理由書

1 案件名称

総合水運用システム追加整備工事（その4）

2 契約の相手方

（株）日立製作所

3 随意契約理由

本工事は、柴島浄水場において全ての浄配水施設を一元管理するために必要となる庭窪浄水場監視制御設備、柴島浄水場浄水管理設備・配水管理設備2、総合水運用システムの改造を行うものである。

これらの設備は、（株）日立製作所が独自に設計、製作した機器及びソフトウェアで構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である（株）日立製作所以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性をもたせる必要があることから既設製造業者以外に施工させることができない。

よって、本工事を実施できるのは（株）日立製作所のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設課（電話番号 06-6616-5542）

随意契約理由書

1 修繕名称 舞洲スラッジセンター自家発電設備外電気設備修繕

2 契約相手方 (株) 明電エンジニアリング

3 随意契約理由

今回修繕する自家発電設備外電気設備は、所内に電力を供給するための受変電設備と非常時の電源を確保する発電設備であり、舞洲スラッジセンター全設備を安定的に稼働させるため極めて重要な設備である。これらの設備の高い信頼性を維持するため、機能の低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は、(株)明電舎が設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、最も適切な試験、調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、自家発電設備外電気設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社から本市下水道施設へ納入している電気設備の修繕業務を移管されている(株)明電エンジニアリングのみである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

福島複合施設昇降機改修工事

2 契約の相手方

フジテック(株)

3 随意契約理由

本昇降機設備は、フジテック株式会社が製造・設置したものであり、本昇降機は設置後31年が経過しており、設備を構成する部品の劣化が激しく交換が必要な状況である。特に巻上機や制御盤について、劣化が激しく故障が発生すると、昇降機本体が停止し施設利用者の閉じ込め事故が発生する恐れがあり、各施設の運営に支障をきたすことから、部品の取替工事を行う必要がある。

本工事には製造者しか知り得ない知識及び技術が不可欠であり、上記業者が交換の必要な部品の調達から交換に伴う工事の施工管理監督まで独自のノウハウを有し、既設部分との施行責任の一元化を図ることができる唯一の業者であることから同業者と契約締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 大阪市立中央図書館 総務担当

(電話番号 06-6539-3314)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

おとしよりすこやかセンター北部館吸収冷温水機修繕

2 契約の相手方

川重冷熱工業(株)

3 随意契約理由

おとしよりすこやかセンター北部館で使用している吸収冷温水機について、部品交換及び調整を行うものである。修繕する吸収冷温水機は、川重冷熱工業(株)が製作・設置したものであり、修繕にあたっては、製作会社独自の規格を熟知していると共に、純正部品と専門技術及び知識が必要であり、純正部品は同社でのみ調達することができる。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、当該機器の構造を熟知している川重冷熱工業(株)のみであるため、川重冷熱工業(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局高齢者施策部高齢施設課 (06-6241-6530)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市役所本庁舎熱源機器整備修繕

2 契約の相手方

パナソニック産機システムズ(株)

3 随意契約理由

本修繕は、本庁舎の熱源機器の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。
本庁舎のガス吸収式冷温水発生機は、パナソニック産機システムズ(株)が設計・施工を行っており、メーカー独自の技術により設計・製作した会社以外では技術面の対応が不可能で、かつ修繕後の性能・作動状態等を保証することができないため、本修繕が行えるパナソニック産機システムズ(株)を特名とし、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ(電話番号 06-6208-8197)

随意契約理由書

1 修繕名称 舞洲スラッジセンター溶融炉系電気設備修繕

2 契約相手方 東芝インフラシステムズ(株)

3 随意契約理由

今回修繕する溶融炉系電気設備は、舞洲スラッジセンターの汚泥溶融炉設備を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備である。

受変電設備は日常運転における重要な動力源の確保と、高い信頼性維持のため、機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は、(株)東芝が設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、最も適切な試験、調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、受変電設備及び監視設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、(株)東芝は、平成29年7月1日より吸収分割を行い、社内カンパニーであるインフラシステムソリューション社が営む事業である「水・環境システム事業部」「社会システム事業部」「電波システム事業部」「セキュリティ・自動化システム事業部」「鉄道システム事業部」「産業・自動車システム事業部」その他のインフラソリューション社に属する部門に権利義務を東芝電機サービス(株)に継承し、同日の平成29年7月1日で東芝インフラシステムズ(株)に社名変更を行っている。

以上のことから、本修繕ができる業者は、東芝インフラシステムズ(株)のみである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲スラッジセンター脱水系電気設備改良工事

2 契約相手方

(株) 日立製作所

3 随意契約理由：

本工事は、舞洲スラッジセンターにある脱水系電気設備を改良するものである。

本工事で改良する既設脱水系電気設備は、(株) 日立製作所が設計制作したものであり、電気設備を動作させるソフトウェアは、制作会社独自のプログラム言語で制作されており、電気設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器も既設設備に適合するものは他社では制作していない。

また、電気設備を改良するに当たっては、プラント設備としてのシステム検証が必要であり、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、本工事を施工できるのは(株) 日立製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター (電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外2か所水質計器整備修繕（その2）

2 契約の相手方

（株）マコト電気

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場、庭窪浄水場及び楠葉取水場に設置している水質計器（UV計）の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該水質計器は、（株）堀場製作所が独自の技術により設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、製作者のみが知り得る機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の機器に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

なお、（株）堀場製作所は、平成29年1月の会社分割により当該水質計器を含む水質計測に関する事業を（株）堀場アドバンスドテクノに承継されており、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者は（株）堀場アドバンスドテクノより当該水質計器の修繕業務を移管されている（株）マコト電気のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

本町地下駐車場ガス系消火設備修繕

2 契約の相手方

日本ドライケミカル(株)

3 随意契約理由

本修繕は、本町地下駐車場に設置しているガス系消火設備の二酸化炭素消火設備の部品取替え及び交換後試運転調整を行うものである。

本消火設備は、日本ドライケミカル(株)が設計製作・施工したものであり、部品交換や試験調整により機器の動作確認、機能保証を行うためには、既設システムとの整合性が必要であるとともに、機器の構造、規格及び機器構成に精通していることが不可欠であり、他社の部品では互換性が無く装置本体に取り付けることは出来ず、当初の性能を発揮することは出来ない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕が実施できる業者は上記業者のみであり、随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当) (電話 06-6615-7887)

随意契約理由書

1 案件名称

本町地下駐車場外1 駐車機械装置修繕

2 契約の相手方

日本コンベヤ(株)

3 随意契約理由

機械式駐車場である本町地下駐車場および谷町筋地下駐車場の駐車機械装置は、駐車場を運営する上で必要不可欠な設備である。

本修繕は、駐車機械装置の性能を長期にわたり良好な状態に維持するとともに、利用車両の安全性や円滑な入出庫を保持するため、耐用年数に達した定期交換部品や消耗性部品、経年による劣化部品の取替等を含めて行うものである。

本装置は日立造船(株)の独自技術により設計、製作されたもので、装置を構成する機器や部品は他社から調達できない。また、本装置の修繕にあたっては、製作当初の設計に基づいて行い、従前と同等の性能を発揮させる必要があり、装置の構造や各種部品の仕様、構成等を十分に熟知していることが必要不可欠となる。

なお、日立造船(株)の駐車場事業は平成18年に日本コンベヤ(株)と事業統合し、エヌエイチパーキングシステムズ(株)に事業継承され、平成30年にエヌエイチパーキングシステムズ(株)は日本コンベヤ(株)に吸収合併されている。

以上のことから、本修繕が実施できる業者は上記業者のみであり、随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当) (電話 06-6615-7887)

随意契約理由書

1. 案件名称

大阪市此花区役所非常用発電機修繕

2. 契約の相手方

機電エンジニアリング (株)

3. 随意契約理由

大阪市此花区役所に設置している非常用発電機については、現在、部品の破損、劣化によりエンジン始動不能等の不具合が発生しており、修繕を行うにあたっては、非常用発電機の部品交換及び調整を行う必要がある。

修繕対象の非常用発電機は、三菱重工エンジンシステム (株) が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製作会社独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要となるが、純正部品は同社でのみ調達することができる状況となっている。

しかし、三菱重工エンジンシステム (株) については、現在、官公庁との直接取引を行っておらず、同社の機器修繕については、機電エンジニアリング (株) で対応する旨、通知を受けている。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、当該非常用発電機の構造を熟知している機電エンジニアリング (株) のみであることから、随意契約を行うものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

大阪市此花区役所企画総務課 (06-6466-9551)

随意契約理由書

1 案件名称

安土町地下駐車場外1駐車機械装置修繕

2 契約の相手方

三菱重工機械システム(株)

3 随意契約理由

機械式駐車場である安土町地下駐車場および土佐堀地下駐車場の駐車機械装置は、駐車場を運営する上で必要不可欠な設備である。

本修繕は、駐車機械装置の性能を長期にわたり良好な状態に維持するとともに、利用車両の安全性や円滑な入出庫を保持するため、耐用年数に達した定期交換部品や消耗性部品、経年による劣化部品の取替等を含めて行うものである。

本装置は三菱重工(株)の独自技術により設計、製作されたもので、装置を構成する機器や部品は他社から調達できない。また、本装置の修繕にあたっては、製作当初の設計に基づいて行い、従前と同等の性能を発揮させる必要があり、装置の構造や各種部品の仕様、構成等を十分に熟知していることが必要不可欠となる。

なお、三菱重工(株)の駐車場事業は出資会社である三菱重工パーキング(株)が実施していたが、三菱重工パーキング(株)は平成26年4月に三菱重工メカトロシステムズ(株)及び三菱重工鉄構エンジニアリング(株)の鉄構装置事業部門と統合され、三菱重工メカトロシステムズ(株)に事業継承され、平成29年10月に三菱重工印刷紙工機械(株)及び三菱重工マシナリーテクノロジー(株)のゴム・タイヤ機械事業並びに当該製品等に係る三菱重工工業(株)の製造・調達・品質保証機能と統合され、三菱重工機械システム(株)に社名変更されている。

以上のことから、本修繕が実施できる業者は上記業者のみであり、随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当)(電話 06-6615-7887)

随意契約理由書

1 案件名称

平野区役所吸収式冷温水機修繕

2 契約相手方

(株) 日立ビルシステム

3 随意契約理由

本修繕は、平野区役所に設置している熱源機器である吸収式冷温水機（型式：HAU-BGN180VO 180RT）の修繕を行うものである。

当該機器については、すべて(株)日立ビルシステムが製造した製品であり、今回の修繕を実施するにあたっては、(株)日立ビルシステムを通じてのみ入手可能な純正部品、並びに機器に関する知識が必要である。

本修繕は、集中冷暖房用熱源機器（吸収式冷温水機）の部品を取り替えるものであるが、既設設備本体との調整が不可欠であり、設備全体の調整を行わなければ機能を維持することはできない。また、平野区役所業務に影響を及ぼすことなく実施するとともに、当該設備について一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕を施工できるのは(株)日立ビルシステムのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

平野区役所総務課（電話番号 06-4302-9625）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場排水処理設備整備修繕

2 契約の相手方

メタウォーター（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場に設置している排水処理設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該排水処理設備は、日本碍子（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

なお、日本碍子（株）は、平成19年4月の分社化により、当該排水処理設備に関する事業を（株）NGK水環境システムズに継承し、さらに、平成20年4月には富士電機水環境システムズ（株）との合併によりメタウォーター（株）が設立され、事業継承されており、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者はメタウォーター（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

40

随意契約理由書

1 案件名称

北区役所庁舎昇降機設備修繕

2 契約の相手方

東芝エレベータ(株)

3 随意契約理由

本修繕は、北区役所庁舎内に設置されている東芝エレベータ(株)製のエレベーター1・2号機の修繕を行うものである。

本修繕は、かご室機器・乗場機器・昇降路機器の一部を流用し施工するが、上記業者以外では機器の仕様、レイアウトが異なることから、既存機器を流用できないため、すべての機器を撤去し新設する必要がある。

また、2台のうち1台を運転しながら施工する必要があるため、機器の制御など、同社の専門知識及び技術が不可欠であり、運転しているエレベーターと修繕を行うエレベーターは密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、運転しているエレベーターの使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

こうしたことから、本修繕は、東芝エレベータ(株)しか実施し得ないと判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものであることから、東芝エレベータ(株)と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

北区役所総務課(電話番号 06-6313-9625)

随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場本館洗浄排水ポンプ用高圧電動機整備修繕

2 契約の相手方

(株) 明電エンジニアリング

3 随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場本館に設置している洗浄排水ポンプ用高圧電動機の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該高圧電動機は、(株)明電舎が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の高圧電動機に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、高圧電動機に障害が発生した場合、その原因が高圧電動機固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は(株)明電舎より修繕業務を移管されている(株)明電エンジニアリングである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見緑地（咲くやこの花館）中央監視設備改修工事

2 契約の相手方

三菱電機(株)

3 随意契約理由

本工事は鶴見緑地内の咲くやこの花館及びその周辺の設備を監視している中央監視設備の一部である設備情報集約装置、通信処理装置の老朽化に伴い改修を行うものである。

本設備は三菱電機(株)が製作したものであり、設備の改修に当たっては既設設備の機能を保障させながら行う必要がある。さらに設備の更新に必要なシステム全体の変更（機能追加・設定変更）を行うためには既設設備の製作者独自の技術が必要である。

また既設設備の製作者である三菱電機（株）以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、本改修工事を施工できる唯一の業者である三菱電機（株）と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話番号 06-6615-6465）

随意契約理由書

1 修繕名称 舞洲スラッジセンター脱水系電気設備修繕

2 契約相手方 (株) 日立産機テクノサービス

3 随意契約理由

今回修繕する脱水系電気設備（受変電設備、計装設備及び監視制御設備）は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備及び脱水分離液処理設備を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備である。

受変電設備は、日常運転における重要な動力源の確保と高い信頼性を維持させるため、また、計装設備並びに監視制御設備は、日常運転における重要な制御信号の確保と、運転監視制御における高い信頼性を維持させるため、機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は、(株) 日立製作所、(株) 日立ハイテクソリューションズが設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、最も適切な試験、調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、受変電設備、計装設備及び監視設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社から本市へ納入している電気設備の修繕を移管されている (株) 日立産機テクノサービスのみである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

おとしよりすこやかセンター北部館昇降機修繕

2 契約の相手方

日本エレベーター製造（株）

3 随意契約理由

おとしよりすこやかセンター北部館で使用している昇降機について、部品交換及び調整を行うものである。修繕する昇降機は、日本エレベーター製造（株）が製作・設置したものであり、修繕にあたっては、製作会社独自の規格を熟知していると共に、純正部品と専門技術及び知識が必要であり、純正部品は同社でのみ調達することができる。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、当該機器の構造を熟知している日本エレベーター製造（株）のみであるため、日本エレベーター製造（株）と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局高齢者施策部高齢施設課（06-6241-6530）

随意契約理由書

1 案件名称

西成区合同庁舎 ガス吸収式冷温水機修繕

2 契約相手方

川重冷熱工業（株）

3 随意契約理由

本業務は、西成区合同庁舎に設置している、ガス吸収式冷温水機の修繕を行うものである。

当該機器については、川重冷熱工業（株）の設計による独自性の高い機器であり、今回の補修工事を実施するにあたっては川重冷熱工業（株）を通じてのみ入手可能な純正部品、並びに機器に関する知識が必要である。

本業務は、ガス吸収式冷温水機の部品を取り替えるものであるが、既設設備本体との調整が不可欠であり、設備全体の調整を行わなければ機能を維持することはできない。また、西成区合同庁舎の業務に影響を及ぼすことなく実施するとともに、当該設備について一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕を施工できるのは川重冷熱工業（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

西成区役所総務課（TEL：06-6659-9625）

随意契約理由書

1 修繕名称

長居公園事務所空調機修繕

2 契約の相手方

日立グローバルライフソリューションズ(株)

3 随意契約理由

本修繕は、長居公園事務所内にある空調機の修繕である。

現在、長居公園事務所の事務室に設置しているものであるが、経年劣化等により室外機・室内機が故障し作動しなくなったため部品交換等をするものである。

本製品は、日立グローバルライフソリューションズ(株)(旧社名:日立アプライアンス(株))が製造したもので、製造者のみが有する知識及び技術が不可欠であり、既存部分の整合性や互換性を確保し、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があることから、唯一これらを遂行することができる日立グローバルライフソリューションズ(株)と契約するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局南部方面管理事務所長居公園事務所
(電話番号:06-6691-7200)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲スラッジセンター溶融炉系電気設備改良工事

2 契約相手方

東芝インフラシステムズ（株）

3 随意契約理由：

本工事は、舞洲スラッジセンターにある溶融炉系電気設備を改良するものである。

本工事で改良する既設制御設備・既設配電盤は、（株）東芝が設計製作したものであり、電気設備を動作させるソフトウェアは、制作会社独自のプログラム言語で製作されており、電気設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器も既設設備に適合するものは他社では製作していない。

また、電気設備を改良するに当たっては、プラント設備としてのシステム検証が必要であり、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、本工事を施工出来るのは（株）東芝のみである。

なお、（株）東芝は、平成 29 年 7 月 1 日より吸収分割を行い、社内カンパニーであるインフラシステムソリューション社が営む事業である「水・環境システム事業部」「社会システム事業部」「電波システム事業部」「セキュリティ・自動化システム事業部」「鉄道システム事業部」「産業・自動車システム事業部」その他のインフラソリューション社に属する部門の権利義務を東芝電機サービス（株）に継承し、同日の平成 29 年 7 月 1 日で東芝インフラシステム（株）に社名変更を行っている。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター（電話番号 06-6460-2830）

随意契約理由書

1 案件名称

旭区民センター大ホール舞台機構設備操作・制御機器改修工事

2 契約の相手方

(株) サンケン・エンジニアリング

3 随意契約理由

大阪市立旭区民センター（以下区民センターという。）は、区民センター・芸術創造館・図書館及び備蓄倉庫を備えた旭区にとって、地域振興のみならず人の流動を促す重要な施設の一つとなっている。今般、区民センターの中核設備となる大ホール舞台緞帳等吊り物設備が、昇降動作を担う操作盤並びに制御盤の一部不良により不動となっているため改修するものである。

同設備は(株)サンケン・エンジニアリングが独自の技術で設計・設置したものであり、改修には設計者独自の規格を熟知した知識が必要となる。年次点検についても設置当初から途切れることなく実施している。

また既存部分の吊り物設備との互換性及び施工責任の一元化を図る必要があることから、本工事を遂行できる唯一の企業である同社と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

旭区役所 市民協働課（電話番号06-6957-9743）

随意契約理由書

1 案件名称

おとしよりすこやかセンター東部館ファンコイル制御機器修繕

2 契約の相手方

アズビル (株)

3 随意契約理由

おとしよりすこやかセンター東部館で使用しているファンコイル制御機器について、部品交換及び調整を行うものである。修繕するファンコイル制御機器は、アズビル (株) が製作・設置したものであり、修繕にあたっては、製作会社独自の規格を熟知していると共に、純正部品と専門技術及び知識が必要であり、純正部品は同社でのみ調達することができる。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、当該機器の構造を熟知しているアズビル (株) のみであるため、アズビル (株) と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局高齢者施策部高齢施設課 (06-6241-6530)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場第4凝集沈でん池緩速攪拌設備外整備修繕

2 契約の相手方

住友重機械エンバイロメント（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場に設置している第4凝集沈でん池緩速攪拌設備外の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、住友重機械工業（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

なお、住友重機械工業（株）は水環境事業部の上下水処理施設に関わる事業について、平成19年1月1日に住友重機械エンバイロメント（株）に事業継承されており、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者は住友重機械エンバイロメント（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

夢舞大橋開閉システム制御盤補修工事

2 契約の相手方

富士古河E&C(株)

3 随意契約理由

夢舞大橋開閉システムは、夢洲と舞洲間の北航路を横断している浮体旋回式稼働橋の夢舞大橋を主航路利用不能時等の非常時に大型船舶が利用できるように北航路を解放するため、同橋梁の旋回開閉に必要な各機器の操作、制御を司るシステムである。

本工事は、台風 21 号の暴風雨による高潮の影響により、機械室に海水が侵入し浮体橋の開閉制御している制御盤が使用不能となったため、補修工事を行うものである。

夢舞大橋開閉システムは、平成 24 年度から 25 年度にかけて上記業者がシステム設計、機器製作から据付工事に至るまで一貫して行ったものである。

本開閉システムは、システムや機器構成に独自性があり、システム構築及び機器製作を行った業者でなければ、システム構成や各機器の詳細等が分からないため、補修できない。

そのため上記業者が本システムを補修できる唯一の業者である。

以上の理由により、上記業者への随意契約を依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

港湾局 計画整備部 設備課 (電気) (電話番号 06-6568-9092)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

咲洲トンネル換気設備修繕（その3）

2 契約の相手方

（株）日立インダストリアルプロダクツ

3 随意契約理由

本修繕は咲洲トンネルに設置の換気設備であるジェットファンを工場にて分解整備し、主要部品の交換ならびに運転試験を実施して性能確認を行うものである。

本修繕のジェットファンはトンネル内に充満した排気ガス等を排風機にて排気する際にトンネル内の圧力を適正に保つために設置されたもので、安全に車輛が通行するうえで重要な設備であると共に、火災時の排煙運転にも対応するものである。当該設備が運転できなければトンネル内の空気環境を良好に保てないだけでなく、火災時に排煙運転が行えないことで人命に関わる事故にも繋がりがかねない。

当該機器は三菱重工業（株）により設計・製作されたもので、分解整備時における部品等の組立調整には、製作会社が保有する設計時の情報と独自の技術が必要であり、同一規格で品質管理が十分に行われた純正部品で取替えることが、機器の性能を発揮するうえで不可欠である。また、分解整備後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから本修繕ができる業者は、当該機器を設計・製作し、構造を熟知した三菱重工業（株）より当該設備のアフターサービス業務を譲渡された（株）日立プラントテクノロジーと合併した（株）日立製作所より分社化のうえ業務を継承した、（株）日立インダストリアルプロダクツのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

港湾局計画整備部設備課（機械）

電話番号 06-6552-0057

随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場オゾン設備整備修繕

2 契約の相手方

東芝インフラシステムズ（株）

3 随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場高度浄水処理棟及び中オゾン接触池上屋内に設置しているオゾン設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、（株）東芝が独自の技術により設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、製作者のみが知り得る機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の機器に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

なお、（株）東芝の社内カンパニーであるインフラシステムソリューションズ社が平成29年7月1日に東芝電機サービス（株）に継承分割され、それに伴い当該設備の事業が上記業者に継承され、同日付で東芝電機サービス（株）から東芝インフラシステムズ（株）に社名変更した。そのため、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者は東芝インフラシステムズ（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外1か所採水ポンプ整備修繕

2 契約の相手方

(株)西島製作所

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場（東淀川浄水場含む）及び豊野浄水場に設置している採水ポンプの整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該機器は、(株)西島製作所が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは(株)西島製作所である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

55

随意契約理由書

1 修繕名称：舞洲スラッジセンター換気機械室送排風機外設備修繕

2 契約相手方：(株)荏原製作所

3 随意契約理由：

今回修繕する送排風機は、舞洲スラッジセンターの電気室（1）等の熱負荷の高い部屋を冷却する設備であり、舞洲スラッジセンターの各施設を運転維持するために重要な設備である。

各種送排風機のモーター軸受部が長時間の運転により、著しく摩耗、損傷しているため修繕するものである。

また、各種ポンプにおいても、回転部品等が長時間の運転により、著しく摩耗、損耗しているため修繕するものである。

本設備は、(株)荏原製作所が設計製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作しておらず独自に設計したものが必要であり、特殊技術と経験を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社である(株)荏原製作所のみである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

新木津川大橋外2カ所道路情報板設備改良工事（その2）

2 契約の相手方

コイト電工(株)

3 随意契約理由

新木津川大橋外2カ所道路情報板設備は、各橋梁上に設置している気象観測装置等を用いて収集した各橋梁における道路状況の情報や道路管理担当部署が収集した交通状況等の情報を港湾防災センター内に設置している気象監視装置、道路情報主制御機から現地の道路情報板に的確・迅速に表示するものであり、交通渋滞の緩和、走行の安全と円滑化を図るために重要な役割を担っているものである。

本工事は、新木津川大橋等の道路情報板設備機器の老朽化に伴い設備の健全な稼働を確保するため、道路情報板設備の改良を行うものである。

本設備は、コイト電工(株)が独自の技術を用いてシステムの構築及び機器の設計、製作、施工したものであり、設備の運用における機能や信頼性を確保して確実な稼働を行うには、各装置との相関関係や製造者独自の高度な技術による知識、経験等を必要とするため、各装置の製作から施工に至るまで責任の一元化を図れる唯一の業者であるコイト電工(株)に随意契約を依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

港湾局 計画整備部 設備課（電気）（電話番号 06-6568-9092）